



厚生労働省佐賀労働局発表
平成 28 年 3 月 29 日 (火)

【照会先】

厚生労働省佐賀労働局総務部総務課
課長 稲田 剛
人事計画官 藤田 知
(電話 0952-32-7180)

佐賀労働局に「雇用環境・均等室」を新たに設置します

～ 4 月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

佐賀労働局では組織の見直しを行い、平成 28 年 4 月から「雇用環境・均等室」を新たに設置します。

【ポイント】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等室」が、「女性の活躍促進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等室」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

③ 業務実施体制の整備・強化

「女性の活躍促進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「働き方改革」などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

現在、少子高齢化の影響により、労働力人口が急速に減少する中、企業において、相互に関連する女性の活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進等の「男女がともに働きやすい雇用環境を実現するための取組」が総合的に行われることが効果的であり、労働局としても、企業・経済団体に対して、こうした取組について一体的に周知、働きかけを行うことが求められています。

また、労働相談の内容についても、多岐に亘るものも少なくなく、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談の対応及び個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と解決の取組（調整・あっせん等）を一体的に進めることが求められています。

このため、これまで担当部署ごとに行っていた労働局における取組や対応などを「雇用環境・均等室」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

【参考】

1 男女がともに働きやすい雇用環境の実現に向けた取組ごとの現在の担当部署

取組内容	現在の労働局の担当部署
○ 女性活躍推進 ○ ワーク・ライフ・バランスの確保 (両立支援)	雇用均等室
○ 働き方改革 ○ ワーク・ライフ・バランスの確保 (休み方改革)	労働基準部

2 労働相談等の現在の担当部署

相談内容	現在の労働局の担当部署
○ パワハラ、解雇等に関する相談	総務部（企画室）
○ セクハラ、マタハラに関する相談	雇用均等室

(注) パワハラや解雇に関する企業への啓発指導は労働基準部において担当

《新たな組織の連絡先》

佐賀労働局雇用環境・均等室

住 所：〒840-0801

佐賀市駅前中央3丁目3番20号佐賀第2合同庁舎3階

電 話：0952-32-7167

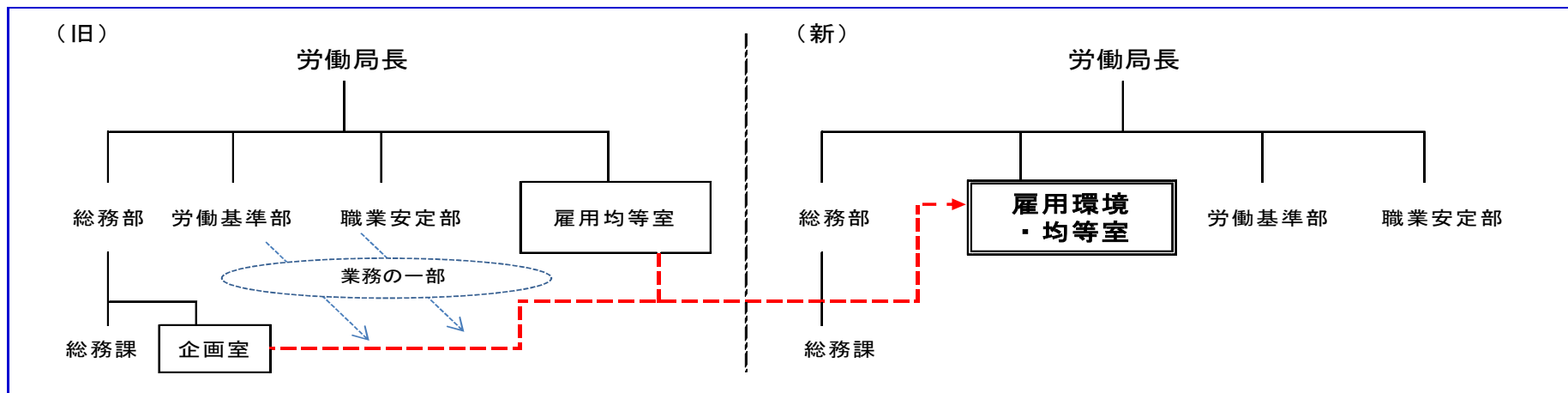
F A X：0952-32-7159

【別添資料】佐賀労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

佐賀労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

佐賀労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等室」を設置します。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談の対応を一体的に進めます。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）についても、同一の組織で一体的に進めます。



ポイント1 (総合的な行政事務の展開)

- 雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施
→ 「雇用環境・均等室」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

ポイント2 (労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施)

- ①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、③雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施
→ 「雇用環境・均等室」で労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせん等）を一体的に実施

ポイント3 (業務実施体制の整備・強化)

- 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置